

協議会規約の改正について

令和2年12月23日

福井河川国道事務所

- ここ数年来、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るためには、これまでの教訓や検証を踏まえ、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を講じる必要。
- 国土交通省の総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちとくらしをまもる防災減災～」を立ち上げ。
- 国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクトを強力かつ総合的に推進。

1. 検討テーマ

- ・ 以下のテーマについて、オール国交省として検討を推進。

全体とりまとめ

積極的な情報発信

① 気候変動や切迫する地震災害等に対応したハード・ソフト対策のあり方 等

② 防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方 等

③ 交通分野の防災・減災対策のあり方

④ 防災・減災のための長期的な国土・地域づくりのあり方

2. 検討体制等

- ・ 1月21日に第1回国土交通省防災・減災対策本部（※）を開催し、プロジェクトをスタート。
- ・ 年度内に中間報告を行い、今夏までにプロジェクトの成果をとりまとめ予定。

※「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合

3. 情報発信

- ・ 防災・減災対策を進めるにあたっては、防災意識の向上などが不可欠。国民各層へ広く理解・共感を得ていく視点から、本プロジェクトについて、若手職員等の知見も活かして積極的な情報発信を行う。

主要施策の一覧

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換
2. 気候変動の影響を反映した治水計画等への見直し
3. 防災・減災のためのすまい方や土地利用の推進
4. 災害発生時における人流・物流コントロール
5. 交通・物流の機能確保のための事前対策
6. 安全・安心な避難のための事前の備え
7. インフラ老朽化対策や地域防災力の強化
8. 新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化
9. わかりやすい情報発信の推進
10. 行政・事業者・国民の活動や取組への防災・減災視点の定着

2. 流域治水の推進に向けた本省庁間の実務者会議

水害の激甚化等を踏まえ「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うために、10月28日に関係16省庁が情報共有及び連携の確認を行った。

水管理・国土保全局長挨拶

治水は様々な利害関係があり、その調整は、ともに同じテーブルについて検討していくところから始まり、関係省庁が様々な政策の中で連携を進め、プロジェクトを行う各流域に落とし込んでいくことが重要である。



農林水産省からの情報提供

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進

水田、ため池、農業用ダム、排水施設等の農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、流域治水を推進する。

水田の活用 (田んぼダム)

○ 田んぼダム (排水口への堰板の設置等) によって下流域の湛水被害リスクを軽減



【施設の整備等】
水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリットを設けて貯水位を低下させ、洪水調整容量を確保



【施設の整備等】
堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

林野庁からの情報提供

豪雨災害の激甚化を踏まえた森林整備・保全の実施状況

○ 近年の豪雨を踏まえ、国交省と連携した流木対策や、土石流対策、氾濫河川上流域における森林整備・治山対策の実施

○ 気候変動の激化を見据え、森林の土砂流出防止や洪水緩和機能等を発揮するための方向性を林政審議会等で議論している。



治山対策



森林整備

財務省からの情報提供

10月19日財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会提出資料より

○ 利水ダムの治水活用という形で上流域においては各省連携が進められているところ。
○ 中流・下流域においても、堤防・下水道、水田・ため池、学校施設、福祉施設、国有地等の機能を連携させ、地方公共団体、関係省庁が垣根を越えて一元的に被害軽減を推進する体制を構築すべき。

- ・堤防・下水道の強化 (国交省)
- ・水田・ため池の利水活用 (農水省)
- ・学校施設 (文科省)、
国有地 (財務省) 等の遊水機能の活用
- ・工場・ビルの貯留施設整備、避難場所の確保 (民間企業)
- ・保険等を封じた浸水対策・居住誘導 (金融庁・金融機関)

等



構成員

- 議長 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長
構成員 内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官
金融庁監督局総務課監督調査室長
総務省大臣官房企画課長
消防庁総務課長
財務省理財局総務課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
農林水産省農村振興局整備部水資源課長
林野庁森林整備部治山課長
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課工業用水道計画官
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長
中小企業庁事業環境部経営安定対策室長
気象庁大気海洋部業務課長
環境省地球環境局総務課長

2. 流域治水の推進に向けた本省庁間の実務者会議

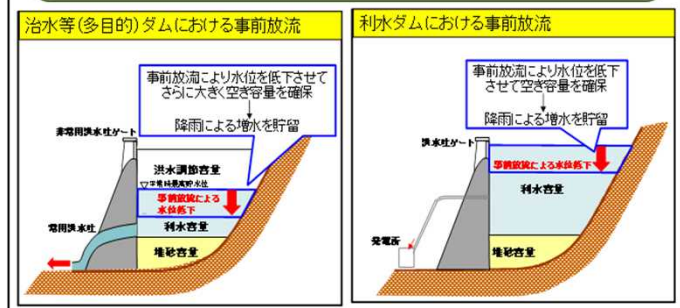
- 河川管理者等が主体となって行う治水事業等これまで以上に充実・強化することに加えて、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

「事前放流」の抜本的な拡大 【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】

【治水協定の締結、事前放流の運用開始】

- 発電、農業、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。
- ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)

- 治水協定の締結
ダムのある1級水系(99水系)
ダムのある2級水系のうち(86水系)
- 令和2年の出水期から事前放流を実施



水田や農業用ため池の活用 【農林水産省と連携】

【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知

- 地方農政局の協議会への参画
- 活用先行事例とその支援策の情報提供
- 「流域治水プロジェクト」の取組の推進
- 水田や農業用ため池の治水効果の評価の実施、更なる運用の改善

課題等を共有
【各水系流域治水協議会】



森林保全等の治山対策との連携 【林野庁との連携】

【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】

- 双方で今後の取組について情報提供し認識を共有
- これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認
- 具体箇所や新たな連携方策について意見交換

連携イメージ

【治山】上流域の荒廃森林を整備し、流木の発生源対策を実施

【砂防】下流域(保全対象直上)に砂防堰堤などを整備し、土砂や流木の流出による直接的な被害を防止



2. 流域治水の推進に向けた本省庁間の実務者会議

- 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐための河道内樹木伐採コスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】

【厚生労働省と検討会の開催(10/7)】

令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を設置し、避難の実効性を高める方策を検討



- 避難確保計画の内容の適切性について
- 施設の体制や設備について
- 施設職員の人材育成について
- 関係者との連携について



特別養護老人ホーム「千寿園」

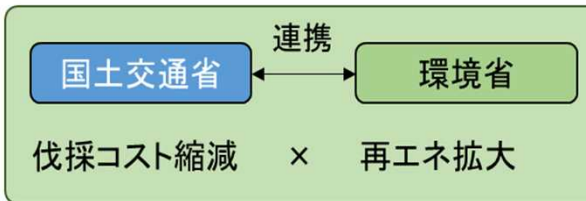


第1回検討会(10/7)

河道内樹木のバイオマス発電への利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】

河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

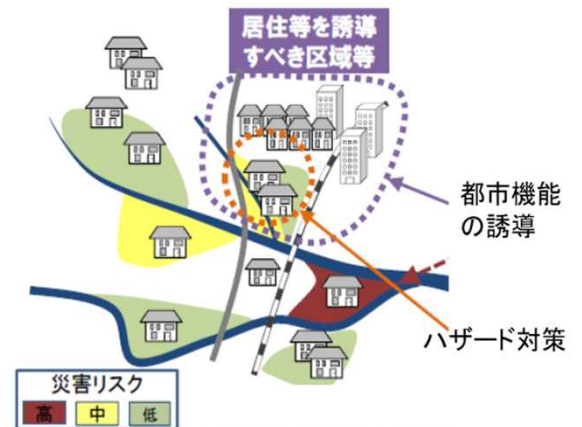
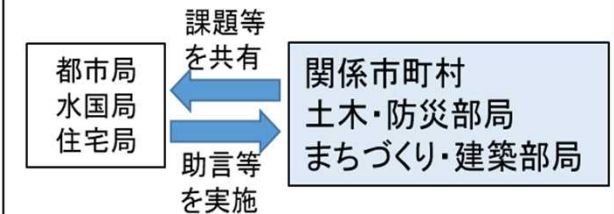


河道内樹木を伐採し洪水の疎通能力を向上



土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

- モデル都市(30都市)において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。
- 得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼



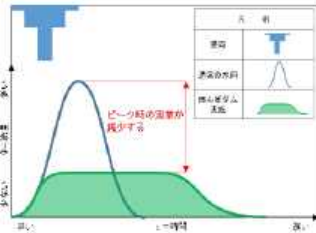
農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進 (「流域治水」の取組)

○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進する。

水田の活用 (田んぼダム)

○ 田んぼダム (排水口への堰板の設置等による流出抑制) によって下流域の湛水被害リスクを低減。

田んぼダムの事例



【施設の整備等】

○ 水田整備、田んぼダムの取組促進

排水施設の活用

○ 農地排水のための排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

排水機場

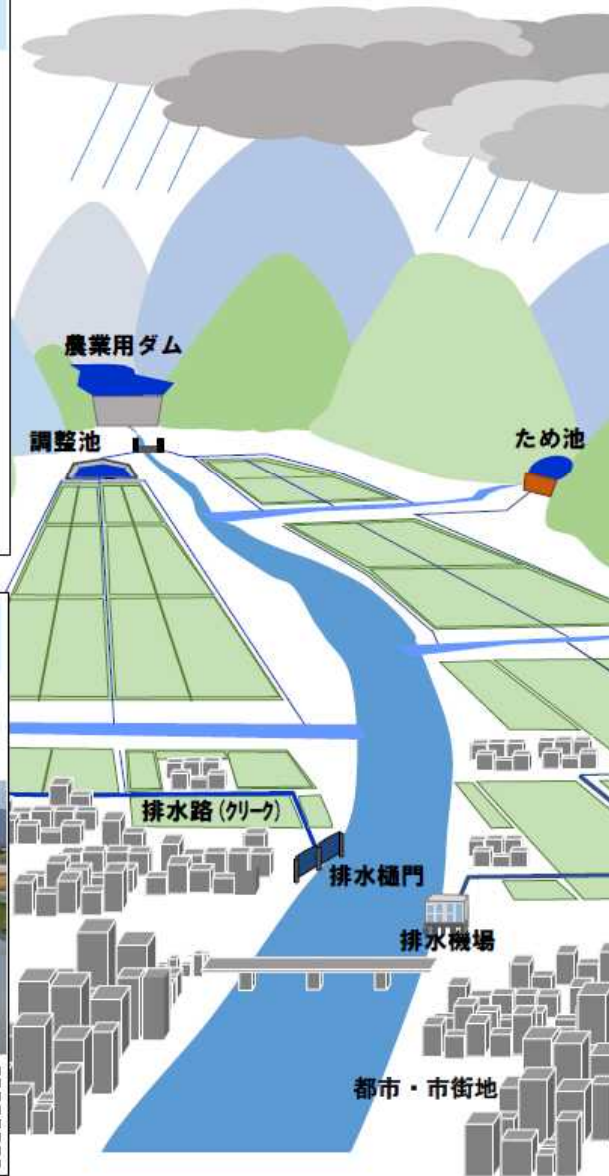


幹線水路(クリーク)



【施設の整備等】

○ 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際に事前放流等によりあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

○ 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

■ 台風による出水時のダムの貯留効果



貯水率
19%



貯水率
95%

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げるによって洪水調節機能を発揮。

○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット (切り欠き) を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

【施設の整備等】

○ 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等



スリット設置の例



豪雨災害の激甚化を踏まえた森林整備・保全の実施状況等について

林野庁

- 林野庁においては、山地災害や洪水被害が激甚化している中、これまでも、国土交通省と連携した流木対策や、氾濫河川上流域を対象とした森林整備・治山対策に取り組んでいるところ。
- 更に、今後気候変動がより一層激化する見込みであることを踏まえ、森林の有する土砂流出防止や水源涵養機能等の適切な発揮に向け、今後の治山対策等の方向性を林政審議会等で議論しているところであり、「流域治水」の取組とも連携し、治山対策等を推進していく考え。

■森林整備・保全の実施状況等について

これまでの取組状況

- ◇九州北部豪雨 (H29. 7) や平成30年7月豪雨を踏まえ、国土交通省と連携した流木対策の実施や、尾根部崩壊・脆弱な地質地帯での土石流の発生などに対応した治山対策の強化
- ◇令和元年東日本台風により広域で洪水被害が発生したことを踏まえ、氾濫河川上流域における森林整備・治山対策の実施 (令和元年補正予算)



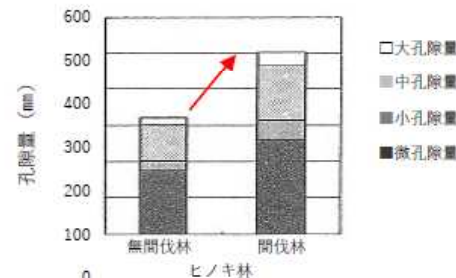
【福岡県朝倉市】

【広島県東広島市】

【静岡県浜松市】

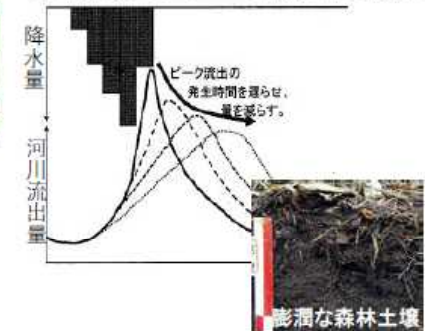
(参考)森林整備による浸透能の向上効果

間伐の実施で森林土壌の孔隙量が保持



※服部ら「間伐林と無間伐林の保水容量の比較 (2001)」

森林土壌によりピーク流出量は減少



※玉井幸治「森林の持つ『洪水災害の軽減機能』について」山林第1635号 (2020)

(参考)治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果



流木捕捉式治山ダムが流木を捕捉した事例【熊本県球磨村】



治山ダムが山腹崩壊と土砂流出を軽減した事例【大分県日田市】

今後の更なる取組方向

- ◇今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のための施策のあり方を検討し、計画的に推進

※具体的な施策について、林政審議会や学識経験者からなる検討会において検討中

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略 (共同メッセージ) 概要

令和2年6月30日

【自然要因】

- ・気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される
- ・これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた

【社会要因】

- ・人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少
- ・都市への人口集中による災害リスクの高まり
- ・感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク

- ・気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要
- ・SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す

気候変動×防災の主流化

- ・気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。
- ・気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。
- ・各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する。

課題	方向性	今後の取組例
策の推進 の脱炭素で防災力の高い社会 構築に向けた包括的な対	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 ・「災害をいなし、すぐに興す」社会の構築 ・土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 ・気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 ・災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし ・古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 ・デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 ・避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 ・再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行
え、変容と緊急時の備 意識改革、企業、地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 ・気象災害の激甚化も念頭においた、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 ・地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり ・治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬をはじめとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
の推進 海外展開	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 ・アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じた国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進

「流域治水」の実現に向けた体制構築

- 利水ダムの治水活用という形で上流域においては各省連携が進められているところ。
- 中流・下流域においても、堤防・下水道、水田・ため池、学校施設、福祉施設、国有地等の機能を連携させ、地方公共団体、関係省庁が垣根を超えて一元的に被害軽減を推進する体制を構築すべき。

※国の各種取組みには各地方公共団体の取組みも含む



3. 協議会の構成員の拡大について

「あらゆる関係者の協働」により、流域全体で治水対策に取り組む事が重要なため、両協議会における構成員を拡大するよう規約の改正を提案。

北川流域治水協議会の構成員名簿(改正案)

機関	役職
小浜市	市長
若狭町	町長
高島市	市長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
滋賀県	土木交通部長
滋賀県	琵琶湖環境部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方气象台	台長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

九頭竜川流域治水協議会の構成員名簿(改正案)

機関	役職
福井市	市長
大野市	市長
勝山市	市長
鯖江市	市長
あわら市	市長
越前市	市長
坂井市	市長
永平寺町	町長
池田町	町長
南越前町	町長
越前町	町長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
岐阜県	林政部長
岐阜県	県土整備部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方气象台	台長
近畿地方整備局	足羽川ダム工事事務所長
近畿地方整備局	九頭竜川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

オブザーバー

岐阜県	農政部
郡上市	建設部

(敬称略)

～構成員拡大のポイント～

- 本省庁間の連携強化を踏まえ、農水省、林野庁、環境省、気象庁の出先機関に参画して頂く予定。
- 県においても、土木部局だけでなく国と同様に関係部局に参画して頂く予定。
- 自治体については、福井県外の関係自治体に参画して頂く予定。

「あらゆる関係者の協働」により、流域全体で治水対策に取り組む事が重要なため、協議会の実施事項にSDGs貢献を位置付ける規約の改正を提案。



出典: 諏訪哲郎学習院大学教授が作成した図を元に 荒川下流河川事務所が編集したもの

～SDGs位置付けのポイント～

○「防災・減災に限らずインセンティブを創出」と「あらゆる関係者の協働強化」により、流域治水が持続可能な仕組みとなり【ふくい = 幸福度日本一】の担保に寄与。

北川流域治水協議会 規約

<改正案>

(設置)

第1条 「北川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、北川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 北川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 あらゆる関係者との協働により流域治水を推進し、SDGsの達成に貢献。

五 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、関係機関のホームページ等において積極的に公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所河川管理第一課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 本規約は、令和2年8月31日から施行する。

2 本規約は、令和2年12月〇〇日に一部を改正する。

別表1

北川流域治水協議会 構成員

機関	役職
小浜市	市長
若狭町	町長
高島市	市長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
滋賀県	土木交通部長
滋賀県	琵琶湖環境部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方気象台	台長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

九頭竜川流域治水協議会 規約

<改正案>

(設置)

第1条 「九頭竜川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、九頭竜川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 一 九頭竜川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 四 あらゆる関係者との協働により流域治水を推進し、SDGsの達成に貢献。
 五 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、関係機関のホームページ等において積極的に公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所河川管理第一課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

1 本規約は、令和2年8月25日から施行する。
 2 本規約は、令和2年12月〇〇日に一部を改正する。

別表1

九頭竜川流域治水協議会 構成員

機関	役職
福井市	市長
大野市	市長
勝山市	市長
鯖江市	市長
あわら市	市長
越前市	市長
坂井市	市長
永平寺町	町長
池田町	町長
南越前町	町長
越前町	町長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
岐阜県	林政部長
岐阜県	県土整備部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方气象台	台長
近畿地方整備局	足羽川ダム工事事務所長
近畿地方整備局	九頭竜川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

オブザーバー

岐阜県	農政部
郡上市	建設部

(敬称略)